広報あつま別冊特集号「令和４年度執行方針と予算」では、令和４年度の厚真町が、どのようなまちづくりを進めていくのか、町長の施政方針と教育長の教育行政執行方針の全文をはじめ、各会計予算や一般会計予算（歳入・歳出）の内訳などの概要を解説します。

また、今年度新たにスタートする新規事業や町民の皆さんに関わりの深い事業を予算とともに紹介しています。

この別冊で紹介した以外にも、町ではさまざまな取り組みを進めていきます。誰もが暮らしやすいまちにするためには、皆さんのご理解とご協力が必要です。皆さんと知恵を出し合い、笑顔があふれるまちをつくっていきましょう。

施政方針と教育行政執行方針とは

第1回町議会定例議会（3月）にて、町長が行政運営の方針である施政方針を、教育長が教育行政の方針である教育行政執行方針を示します。

新年度が将来に向けてどのような意味のある年なのか、その年度にどのようなことを重点的にやっていくかを、町民の皆さんの代表である議会で宣言するものです。

まちづくりの目標

あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま

「あつまる」情熱あふれる素敵な人々があつまるまちをめざします。

「つながる」人々が仕事や日々の生活の中でつながり、新たな付加価値を生み出すまちをめざします。

「まとまる」一人ひとりがお互いを尊重しあい、支えあいながらまとまりあるまちをめざします。

まちづくりの基本目標

1 人が輝くあつま
住民がいきいきと暮らす「人が輝くあつま」をめざします。

2 健やかで安心なあつま
支援が必要な状況になっても安心して暮らせる「健やかで安心なあつま」をめざします。

3 みのり豊かなあつま
付加価値の高い産品・サービスを未来にわたって生み出し続ける「みのり豊かなあつま」をめざします。

4 快適に暮らせるあつま
いつまでも住み続けたいと思える「快適に暮らせるあつま」をめざします。

5 みんなで支えるあつま
個人、地域、行政がそれぞれの役割を基に、お互いを補完し合う「みんなで支えるあつま」をめざします。

町長施政方針

町民がしあわせや豊かさを実感できる
まちづくりに向けて

厚真町長
宮坂　尚市朗

◆はじめに

令和４年第１回厚真町議会定例会にあたり、新年度の町政執行に対する所信を申しあげます。まずは、町民の皆さん、町議会議員の皆さんに、町政諸般にわたり特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申しあげます。また、日頃からのご精励に対し、深く敬意と感謝を表します。

国内で新型コロナウイルスの感染症が確認されてから２年が経過しましたが、この間に世界中で医療機関や政府機関が総力を挙げているにもかかわらず、各国の努力をあざ笑うかのように、当該ウイルスは幾度も変異を繰り返しながら感染力を高めており、オミクロン株による第６波はいまだにピークアウトの兆しすら見えない状況にあります。本町においても新型コロナウイルスにより犠牲となられた方がいらっしゃる中、あらためまして、同感染症をきっかけとして亡くなられた方、現在も苦しんでおられる方々にお悔やみとお見舞いを申しあげます。また、感染リスクと闘いながら、治療の最前線でご尽力されている医療従事者の皆さん、我々の暮らしを支えるエッセンシャルワーカーの皆さんには、心から敬意と感謝を申しあげます。

本年は年明け早々から、第６波とされるオミクロン株が全国で猛威を振るい、北海道においても１月27日から４回目となる「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、町民の皆さんの心労は計り知れないものがあると危惧していますが、そうした中にあって、日常生活におけるさまざまな制約を受けながらも継続して感染防止に努めていただいていることに対して、重ねて敬意と感謝を申しあげます。

本町では、医療機関のご理解の下、３回目のワクチン接種を高齢者福祉施設入所者等に引き続き、先月下旬から高齢者、一般町民向けに順次集団接種を開始しているところです。引き続き、希望するすべての町民ができるだけ速やかに接種を受けられるよう、万全を期してまいります。

また、ウィズコロナ社会において、感染拡大防止と経済活動の両立を図り、生活や暮らしを守る新しい地域社会スタイルの構築に向けて、住民の皆さんのご理解とご協力をお願い申しあげます。

胆振東部地震からの復旧については、おおむね順調に進んでいますが、3,000haを超える森林再生や宅地耐震化事業の推進、震災、コロナ禍と続いた災禍により傷ついたこころのケアやコミュニティの

活性化など地域再生の課題は山積しています。引き続き地域や個々の事情に寄り添いながら、復旧のさらなる加速に努めてまいります。

震災から４度目の春を迎えますが、本年は、復旧に加え、復興とその先の創生への道も視野に入れる必要があります。昨年には、平成２８年に策定した第４次厚真町総合計画に「胆振東部地震からの復旧・復興」「ウィズコロナ・アフターコロナ」「ＳＤＧｓ」「ＩＣＴやソサエティ5.0」などの新たな視点を加え、さらには、“このつながりを未来へ”をビジョンに掲げる「復旧・復興計画」、“ローカルで挑む”をコンセプトにした「第２期まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、そして大規模自然災害に備えて強くしなやかなまちづくりをめざす「厚真町強靭化計画」、これら３つの計画を内包する形で議決をいただき、２年目を迎えます。加えて、北海道がめざす「ゼロカーボン北海道」にも照準を合わせていかなければなりません。

折に触れ、被災地だからと言って立ち止まってはならないと決意を新たにしている私たちだからこそ、「誰一人として取り残さない」を基本理念とする胆振東部地震からの復旧・復興にまい進しながらも、次世代の未来創造と持続的発展に向けた町政運営に取り組んでまいります。

町民の皆さんと関係機関の皆さんには引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげ、ここに令和４年度の主な施策についてご説明申しあげます。

平成３０年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興について

◆公共土木施設等の復旧

最初に、公共土木施設等の復旧について申しあげます。

町が管理する町道および河川については、北海道に代行委託している町道幌内沢線および普通河川日高幌内川ならびに赤間の沢川、また、町が実施しているウクル川が本年３月までに完成する見込みであり、これをもって町管理の道路・河川の復旧工事は完了します。

北海道が管理する道路については、前年３月までにすべて完成しており、河川についても、復旧が進められていた厚幌ダムと日高幌内川が本年３月までに完成し、同様にすべての復旧工事が完了します。これにより、厚幌ダムの通常運用が可能となることから、一部に厚真ダム復旧工事の影響は残りますが、かんぱい事業および水道用水に対するより一層の安定供給が可能となります。

国が直轄する砂防事業である日高幌内川やチケッペ川、東和川など４渓流の緊急砂防事業については、本年度も引き続き砂防堰堤の嵩上げや町道の付け替えなど恒久対策工事が進められ、令和５年度完了の見込みです。

町が実施する宅地耐震化推進事業については、ルーラルビレッジ地区と新町パークタウン地区において、引き続き対策工事を実施してまいります。完成は、ルーラルビレッジ地区は令和６年度、新町パークタウン地区は令和５年度を予定しています。

◆農林業関連施設等の復旧

次に、農林業関連施設等の復旧について申しあげます。

林道については、計画されていた３路線23箇所の災害復旧工事が、本年１月をもってすべて完了しています。

治山事業については、北海道が実施主体となりますが、災害復旧事業等で計画している148箇所のうち、着手済みは93箇所で、令和４年度にはさらに29箇所が事業実施予定です。治山事業は令和５年度以降も事業区分を変えて継続して実施される見込みです。

直轄災害復旧事業（勇払東部地区）は、厚真ダムの洪水吐や取水施設、放流施設の復旧作業が本格的に進められており、本年度も事業継続されます。

用水路についても、厚幌導水路の試験通水が行われ、復旧を完了した区間から一部供用開始されます。また、令和５年に厚真ダムの試験湛水が予定されています。国営農業用水再編対策事業の再開は、直轄災害復旧事業の完了後となりますが、一日も早く安定的な農業用水が供給されるよう事業の円滑な実施を国に要望してまいります。

◆被災地区復興の取組

次に被災地区復興の取組について申しあげます。

北部地域については、昨年度に防災拠点と地域コミュニティ施設としての機能を併せ持つ「厚北地域防災コミュニティセンター“ならやま”」を開設し、地域の皆さんにご利用いただいているところです。

本年度は、昨年度に引き続き災害時の避難迂回経路となる町道幌内左岸線の改良工事と詳細設計を実施してまいります。

吉野地区については、本年度も宅地災害復旧箇所への桜の植栽などによる緑化と環境美化を図っていくとともに、昨年度に策定した土地利用構想をもとに関係者との合意形成を図りながら周辺整備を進めてまいります。また、日高幌内川・チケッペ川・チカエップ川・東和川上流部など大規模砂防事業箇所を包含した、震災記憶と悠久の歴史の要衝を明らかにし、伝承と保護のため調査検討してまいります。

被災者支援については、引き続き総合相談窓口を設置し、住宅再建や修繕などの個別相談を継続していくとともに、集落支援員を配置し被災地域の巡回や見守りを行ってまいります。

以上が災害復旧・復興関連の主な取組でありますが、以降においては分野別行政施策の主なものや新規取組を中心に説明させていただきます。

令和４年度分野別行政施策について

人が輝くあつまをめざして

◆子ども・子育て支援の充実

最初に、子ども・子育て支援の充実について申しあげます。

子育て世代包括支援センターを中心に各こども園、子育て支援センターにおいて、常に乳幼児やその保護者に寄り添いながら子育てや家族、社会参加などあらゆる相談に対応するとともに人とのつながりの場を提供し、また、乳幼児健診や発育・発達相談などの機会を通じて、アウトリーチなどの継続的支援体制を構築してまいります。

認定こども園は、第２期厚真町子ども・子育て支援事業計画に掲げた「子どもの育つ力を伸ばす」を基本目標に、本年度は、新たにこども園魅力化指導アドバイザーを設置するとともに、引き続き宮の森こども園の民営化に向け、先進的な取組を行っている指導者の招へいや保育士の研修などを通して、保育環境の改善や質の向上を図り、保護者との連携も強化してまいります。

また、国の保育指針改正に伴う保育環境の変化に加え、低年齢の子どもの入園希望も増えており、保育士の確保が課題となっています。保育士資格取得支援や処遇改善などにより保育体制の充実強化とともに、ホームページを通じてこども園の取組や保育の様子を発信し、保護者や保育人材から選ばれるこども園をめざしてまいります。

こども園つみきの園庭

◆生涯学習の充実

学校教育では、令和３年度に発足した厚真町教育研究所を中心に、学校現場と教育行政の連携を一層深めながら、英語教育やふるさと教育など本町ならではの特色ある小中一貫教育を推進してまいります。

学校施設では、厚真中学校グラウンドの公認陸上競技場への改修を進め、児童生徒の競技力・体力向上の環境を整えてまいります。また、バリアフリー化や指定避難所としての防災機能の向上を図るため、施設・設備の改修・更新計画の策定に着手してまい

ります。

学校給食における食物アレルギー対応については、本年度、専用の調理室を整備し、これまで以上に衛生管理の整った安全な給食の提供に努めます。

厚真高校については、教育魅力化支援員を中心に公営塾を本格稼働させ、厚真高校生の放課後生活の充実を支援するとともに、本町ならではの探究型キャリア教育プログラムづくりを支援するなど、魅力向上に向けて積極的に取り組んでいきます。

社会教育では、コロナ禍における生涯学習ニーズに対応するため、ＩＣＴ活用方法の学習機会を老若男女に幅広く提供してまいります。

スポーツ振興では、子どもの体力向上や部活動の地域移行といった課題に対応するため、関係団体の協力の下、地域の新たなスポーツ普及推進環境の構築に向けた検討を進めてまいります。

また、本町の発掘調査で出土した縄文文化やアイヌ文化に関する貴重な文化財の展示と文化の伝承など新たな文化交流の中核となる施設の具体像について、関係者や町民の皆さんの意見をもとに関係省庁等と協議・調整を行ってまいります。

◆まちづくり人材の育成

次に、まちづくり人材の育成について申しあげます。

地域おこし協力隊は、平成２３年度に２人の農業支援員を委嘱して以来、多くの隊員が地域を支える担い手として活躍しており、その数は、期間を終了した隊員を含め60人にも上ります。

本人やその家族が移住することにより、人口増に貢献しているとともに、有為で多様な能力や経験を持つ隊員たちは、全国と同様に本町においても新しい感性や刺激をもたらし、さまざまな分野で新しい芽となり、あるいは地域の担い手として活躍を始めています。また、隊員たちの輪や人脈を通して、本町を選択していただけるケースも見られ、人が人を呼ぶ好循環が生まれています。

一方、地域おこし協力隊員の顔が見えない、何の活動をしているかわからないなどの声も聞こえてきます。コロナ禍により町民とふれあう機会や職種を越えた隊員間の交流機会を設けることができなかったこともありますが、今後は、さまざまなメディアを通して隊員たちの活動を紹介しながら、町民と隊員間および隊員同士の交流の機会を設けて、互いを知り、地域に隊員の存在感が浸透していくよう努めてまいります。地域おこし協力隊、地域活性化起業人、地域おこし協力隊インターンとその形態や活躍の場はますます広がっています。いずれも人生のターニングポイントで自ら本町を選択してくれた貴重な人材ばかりであり、町民の中で支援の輪が広がっていくよう取り組んでまいりますので、皆さんから親しくお声がけくださることを願っています。

活動を報告する地域おこし協力隊

◆地方創生の推進

次に、地方創生の推進について申しあげます。

人口減少社会においては、生産年齢人口の減少が当該社会の成長を後退させる大きな要因となり、その根本的原因は特殊出生率の低下がもたらす、少子化にあります。加えて、地方においては、社会移動の増減が人口の増減に大きく関わります。過疎地域においては、特殊出生率の低下がもたらす自然減に加えて、この社会移動が転出超過となる社会減が重なるケースがほとんどです。本町は、胆振東部地震発生の直前には自然減を上回る社会増を達成し、人口が増加し始めていましたが、過疎地においては転入超過自体が極めてまれなケースでしたので、多方面から注目されていました。そんな厚真町でしたが、胆振東部地震の影響が色濃く反映された平成30年７月末日から令和３年同期までの３年間に260人（５．６％）もの人口減となりました。

このような状況下にありながらも、令和３年においては、再び転入超過による社会増に転じたことで、あらためて本町の持つ潜在力の高さを示したところですが、今後は、二地域居住が可能な人や幾度となく本町を訪れることが可能な方を増やしていく取組を継続していくことに加えて、もっと緩やかな関係である「あつまファン」を広範囲に獲得していくことに積極的に取り組んでまいります。特定の地域に継続的に多様な形で関わることができる関係人口の創出によるすそ野の拡大は、地方創生を牽引する原動力となり、やがては地域の魅力を高め、当該地域への移住・定住の促進につながっていくと考えています。

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした地方移住への関心の高まりをムーブメントとして定着させるとともに、その人流を過疎地まで呼び込むためには、大自然の懐の深さだけではなく、自分らしい働き方と暮らし方の環境を整え、必要としている人に提案を届け、受け入れるサポートが必要です。空き家の流動化やサテライトオフィスを活用した企業研修の受入、新たに創設された「地域おこし協力隊インターン」制度と連動した人材派遣などを複合的に推進するビジネスモデルの設計を進めてまいります。

一方で、全国に広がる関係人口の創出・定着化のためには、地域の情報を一元的かつ戦略的に発信できる情報交換ツールが欠かせません。本年度は、関係人口を結びつけるハブとしての機能を有するアプリを開発し、地域の新たな動きを生み出していくことに、さまざまな人がかかわりたいと思える地域づくりを進めてまいります。また、首都圏などで行われる移住フェアやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）などあらゆる機会や媒体を利用し、本町の先進的な取組やチャレンジを積極的に発信することにより、ふるさと応援寄付金の拡大や地域活性化起業人の確保など、個人や企業から応援されるまちづくりをめざしてまいります。

また、デジタル技術の活用により、地方を活性化し持続可能な経済社会をめざすために国が進める新たな「デジタル田園都市国家構想」は、ソサエティ５．０時代のＩＣＴ・ＩｏＴ技術を実装することにより、町が抱える課題解決や産業振興など、本町の魅力を一層高める総合戦略の方向性と一致していますので、本町の潜在力の具現化に結び付く、先駆的で魅力的なシステムの検討と実装をめざしてまいります。

健やかで安心なあつまをめざして

◆高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実

次に、高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実について申しあげます。

胆振東部地震、新型コロナウイルス感染症と本町を取り巻く環境は、依然として非日常が連続し、落ち着かない日々が続いていますが、まずは心身のケアと将来への漫然とした不安の払しょくに、引き続き最大限の注意を払ってまいります。「具体的な課題解決をめざすアプローチ」と「つながり続けることをめざすアプローチ」の２つのアプローチを組み合わせながら、地域住民にも参加していただき、支え合い、穏やかな見守りといったコミュニティの力をお借りしながら、町と社会福祉協議会において重層的支援体制整備を段階的に進めています。また、社会福祉協議会配置のライフサポート・アドバイザーと連携し、孤立を防ぎ、社会参加を促すなど訪問支援を強化してまいります。

日常においても人びとが生活の中で直面する困難や生きづらさは多様化・複雑化しており、個々によってその内容は大きく異なります。生きづらさを抱えているすべての人に寄り添い、断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援に加えて、アウトリーチなどを通じた継続的な支援が重層的支援体制整備事業のめざすところであり、昨年度から取組を始め、令和５年度にかけて必要な実施体制を段階的に整備しているところであります。

地域におけるすべての人が生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制を構築していく必要がありますが、これまで本町単独では難しかった成年後見制度の対

応も、本年度から東胆振定住自立圏を構成する苫小牧市、安平町、むかわ町および本町の１市３町で成年後見制度の利用推進を担う中核機関が広域設置され、本町での権利擁護体制の安定運営が可能となることから、個人の尊厳と権利行使が保障される本制度の周知を図ってまいります。また、本年度から、「まちなか交流館」に新たに障がい者の創作的活動等の機会を提供する「地域活動支援センター」を設置します。既存の就労継続支援Ｂ型と一体的に運営されることにより、障がい者の社会参加を促進してまいります。

コロナ禍にあって、ますます高齢者福祉施設での人材確保が難しさを増していますので、町内事業者の経営安定と要介護者の安心した暮らしが保障されるよう、引き続き介護人材の育成や確保、感染症対策への支援に取り組んでまいります。

◆保健・医療の充実

次に、保健・医療の充実について申しあげます。

胆振東部地震から３年６カ月が経過しましたが、被災者のこころに新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、復興状況と心理状況を踏まえた個別事例へのきめ細かい対応が必要となっています。特に不眠や被災体験からくるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）など、見過ごせない症状をお持ちの方に北海道臨床心理士会や社会福祉協議会と連携し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの両面からの支援を継続してまいります。

また、コロナ禍からの受診控えや生活習慣の変化など、生活習慣病の重症化も懸念されることから、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や昨年度の食生活実態調査結果に基づく栄養指導事業の取組など、健康相談、栄養相談のさらなる強化を図るとともに、町が実施する胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診の無料化および特定健診の未受診者対策の継続により、各々の受診率向上を図り、町民の健康管理を強化してまいります。

妊産婦保健事業については、不妊治療が保険適用となることから、対象となられる方の精神的・経済的負担の軽減につながるよう、町の支援内容を見直してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、国からの通知に基づき、町内の医療機関と連携してワクチン接種を実施していくとともに、感染状況に応じて必要な対策を講じてまいります。

65歳以上のワクチン接種

◆国民健康保険事業

次に、国民健康保険事業について申しあげます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っていますが、高齢化の進展や医療技術の高度化、疾病の多様化等に伴い医療費が増嵩しており、北海道が算定する1人当たりの保険料は毎年増額傾向にあります。

今年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少が続くと見込まれることから、昨年度に引き続き国民健康保険給付費等支払準備基金から一定額を繰入し、被保険者の保険料負担の軽減を図ってまいります。

みのり豊かなあつまをめざして

◆農業農村の振興

次に、農業農村の振興について申しあげます。

本町農業の持続的発展を図るため、令和４年度からスタートする第８次厚真町農業振興計画に基づき、新たな農業・農村づくりへ向けた施策を展開してまいります。本計画は農業を取り巻くグローバル化と食料安全保障、国民の食料消費傾向や担い手不足を見据えた産業政策と地域政策を両輪として、国が令和２年に決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」を踏まえたものです。

担い手対策については、本年度から国の新規就農支援対策が見直されることに伴い、新農業者育成プログラムと営農開始に向けてのサポートを拡充していくことが必要です。特に、新農業者の受け入れシステムの確立が急がれます。新農業者育成協議会や担い手研修農場・農業担い手育成センターにおいては、地域おこし協力隊・農業支援員を栽培技術研修や経営研修を通して育成していますが、就農支援、就農後のサポートまでを総合的に展開するには、体制が十分とは言えない状況にあり、受け入れ地域のサポートが必須となります。すでに、地域間において大きな格差がある現状を、検証・総括して、農業関係機関で共有し、新農業者育成協議会や農業担い手育成センターと受け入れ地域が十分に話し合い、地域ぐるみの受け入れとなるよう条件を整えていく必要があります。

昨年末に国から示された水田活用の直接支払交付金の見直し方針は、半世紀にわたる米政策のなかで分業化が進んだ本町の農業生産構造を揺るがしかねない内容であり、農業者に大きな不安と混乱を与えかねません。まずは、交付金制度の運用方法の見直しや要件緩和へ向け、知事を筆頭に関係機関が一丸となって地域の実情を政府に訴えていく必要があります。一方、現状認識としては、５年ブロックローテーション、多年生作物である飼料作物への直接支払交付金の引き下げなどの骨格は、農林水産省としては後退しておらず、条件闘争とは別に、並行して当面の全町的な対応方針を話し合っておく必要があります。

こうした状況を踏まえますと、これまでの施設園芸などによる労働集約型農業での新規就農支援に加え、今後加速化すると思われる農地の流動化を見据え、土地利用型農業への新規就農も想定した第三者継承やパートナー型共同経営法人のほかコントラクター組織の設立に向けて積極的な取組が必要と思われます。あわせて、生産性の向上や省力化についても、国のデジタル田園都市国家構想を踏まえて、スマート農業の高度化も視野に入れていかなければなりません。引き続き、新たなデジタル技術の導入へ向けた調査・研究にも取り組んでまいります。

厚真産ハスカップの品質・知名度は、関係団体等の尽力によりすでに高く評価されていますが、より付加価値を高めていくためにもブランド化は不可欠であり、引き続き地域団体商標および地理的表示保護制度（ＧＩ）登録をめざしてまいります。あわせて販路拡大のための取組を継続してまいります。

特産のハスカップ

◆畜産の振興

次に畜産の振興について申しあげます。

畜産の振興については、本年度から来年度にかけて、畜産担い手育成総合整備事業により、新たな草地の整備と公共牧場をはじめとする既存の草地の改良を行い、担い手の育成と生産基盤の強化を図るとともに、乳価と肉牛価格の高値安定へ向け、引き続き酪農経営安定対策事業や和牛経営安定対策事業を推進してまいります。

一方、本州中部・関西地方を中心に伝染病ＣＳＦ(豚熱)が発生しており、道内では死んだ野鳥で高病原性鳥インフルエンザが確認されています。養豚業と養鶏業が盛んな胆振東部地域でも警戒感が強まっていることから、今後も関係機関と連携し、情報収集や定期巡回の実施など適正な飼養管理を徹底してまいります。

◆農業農村整備事業

次に、農業農村整備事業について申しあげます。

道営ほ場整備事業については、豊共第２、１区下流、１区上流、幌内沢地区の４地区で区画整備および付帯工の実施予定となっています。上鹿沼第１地

町長施政方針
教育行政執行方針
予算の概要
主な事業と予算

区は、本年５月の採択に向け最終調整中であります。上鹿沼第２地区は令和５年度、下鹿沼は令和６年度の採択に向けて作業を継続し、竜神地区は令和７年度の採択に向けて地元との調整を開始してまいります。

◆森林の再生と林業の振興

次に、森林の再生と林業の振興について申しあげます。

森林の再生については、厚真町森林再生・林業復興検討会議の議論や北海道および関係機関の指導内容を踏まえた「厚真町被災森林の機能回復に向けた対応方針」に基づき、苫小牧広域森林組合の協力と所有者の理解の下、被災した森林の復旧を加速してまいります。

特に路網については、林業専用道（規格相当）を5,400m、森林作業道を16,000m開設する予定であり、特殊地拵（じごしら）えと呼ばれる被害木整理および森林再生の推進にあわせて、林業インフラとして再整備します。

加えて、令和４年度より被害木整理に係る費用に対して、北海道と町が協調して新たな補助事業が創設されますので、所有者の事業費負担が軽減され、森林再生実施計画への理解が進むものと期待しています。

林業の振興については、森林所有者の造林費用の負担軽減を目的として、引き続き造林推進対策事業などにおいて支援を継続し、施業意欲の向上を図ってまいります。

◆野生鳥獣対策

次に、野生鳥獣対策について申しあげます。

エゾシカによる農業被害対策として、引き続き、くくりわなの活用や有害鳥獣駆除により捕獲頭数の増加を図るとともに、地域において農業者とハンターが連携した捕獲事業を実施してまいります。また、近年増加しているアライグマについても、箱わなによる捕獲体制の強化や地域におけるモデル事業を実施し、より積極的な有害鳥獣駆除対策を試行してまいります。

ヒグマ対策については、野生鳥獣の生態系への配慮と限定的な個体駆除という制約のもと、厚真町熊防除隊と緊密に連携しながら、日常生活の安全確保に取り組んでまいります。

◆水産業の振興

次に、水産業の振興について申しあげます。

昨年のシシャモ漁については、水揚げがほぼ皆無となり、比較してホッキ貝の資源量は安定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により取扱漁獲高が低調で推移しました。加えて、赤潮被害の不安が重なり、厳しい経営環境でありました。

こうした鵡川漁協厚真支所組合員の経営改善に向け、かに篭やかにの餌を保管する冷凍冷蔵庫の購入に対して助成を行うとともに、安全な漁業に不可欠な漁船用レーダー機器等の購入を支援してまいります。

本年度も引き続きシシャモふ化事業による資源確保やマツカワの種苗生産による資源管理型漁業の積極的な推進に加え、鵡川漁協のさけ定置網の更新事業に対して、むかわ町と連携して継続支援してまいります。

また、漁業の担い手を育成するため、地域おこし協力隊制度を活用し、鵡川漁協と連携して担い手の育成を図ってまいります。

◆商工業の振興

次に、商工業の振興について申しあげます。

あつまスタンプ会で発行している「あつまるカード」は、町民を中心にこれまで約5,000枚発行され、町内商工業者の大部分が加入する加盟店舗で使用できる本町独自の電子マネーとして定着しつつあります。

ポイントはこれまで、加盟店での買い物時や町が実施する各種施策により獲得または付与されていましたが、本年度からは、利用者自らも入金（チャージ）してポイントを利用できるプリペイド型電子通貨カードになります。町内に現金チャージ機４台を設置し、あわせて、ポイントの残金や利用履歴が確認できる専用のアプリを導入することで、あつまるカードの地域通貨としての機能性や利便性が高まり、付加価値の域内循環率の改善と地域経済の拡大、商業振興に加えて感染症予防にも寄与すると期待しています。

いまだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響は、町内飲食店をはじめ地域経済全般に暗い影を落としています。令和２年３月から本年３月までの間、飲食店を中心に固定経費の支援や事業者向けの融資制度を設けるなど地方創生臨時交付金を活用した支援を実施してまいりましたが、本年度においても感染症の影響を考慮しながら迅速な対応を実施してまいります。

また、コロナ禍により２年の長期間にわたり停滞している地域経済の元気回復のため、時期を見定めながら消費拡大策を効果的に展開してまいります。

あつまるカードを利用する買い物客

◆企業誘致と雇用機会の確保

次に、企業誘致と雇用機会の確保について申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、東京都の人口が26年ぶりに減少に転じ、日本を代表する企業の中には、勤務地を柔軟に選択できる制度やリモートワークを基本として勤務場所を問わない働き方を導入する動きがみられるなど、これまでの大都市一極集中の状況に変化がみられます。

このような情勢を捉え、既存の上厚真シェアサテライトオフィス、本年３月に完成する新町サテライトオフィスおよびこぶしの湯の隣接地に完成するワーケーション用ムービングハウスを中心に、本町の地理的優位性や健康的な居住空間を共有していただくというコンセプトの下、企業研修や企業の部門誘致のプロモーションに積極的に取り組んでまいります。

また、引き続き将来的な地域経済の担い手となる創業者のスタートアップや新しい生活スタイルに対応するなど創意工夫を凝らした取組についても支援し、企業の伸長に伴う雇用創出を図ってまいります。一方、すでに本町の立地条件に興味を持っていただいている企業については、技術産業等の誘致に関する条例の適用も検討しながら積極的なアプローチを継続してまいります。

◆観光・交流のまちづくりの推進

次に、観光・交流のまちづくりの推進について申しあげます。

昨年、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が道内では２番目となる世界遺産に登録されたという喜ばしいニュースがありました。本町においても、いにしえより豊かな自然の恵みを受けながら繁栄していた足跡があり、埋蔵文化財発掘事業において、縄文文化やアイヌ文化の学術的に貴重かつ希少な遺跡や出土品を数多く有していることから、それら貴重な文化財を保存・活用する施設を整備し、文化の伝承と生涯学習あるいは文化交流の拠点としての活用を検討しています。

観光協会が行う被災地ガイドは、これまでに多くの方に利用されており、昨年度には、町と連携し震災学習プログラムを設け、学校の教育旅行にも採用されています。各地から多大な支援をいただいた被災地の教訓や震災の記録と記憶を積極的に発信して、防災意識社会に寄与してまいります。

古民家移築再生整備については、本年度中に新たに環境保全林内豊沢地区に１棟が完成します。すでに整備された古民家を合わせて３棟となります。古民家とそれらを取り巻く環境保全林は、都市で暮らす住民にとって魅力的な空間であり、ノスタルジーな地域資源です。今後とも、保全活動と活用という両面からの視点で、時代を超える営みを紡ぐ交流拠点として一体的に整備し、交流人口、関係人口の拡大につなげてまいります。

あつま田舎まつりをはじめとするさまざまな催し

は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により２年続けて中止を余儀なくされました。特に今年の田舎まつりは第５０回の記念すべき節目でありますので、コロナ禍の収束状況と開催時期を考慮しながら、開催に向けて関係機関とともに慎重に準備を進めてまいります。

コロナ禍を契機として観光志向も変化しており、キャンプなどのアウトドア、地方へのワーケーション、近郊へのマイクロツーリズムへの関心が高まっています。新しい生活スタイルに合わせて安全・安心に配慮した施設管理やイベント運営が恒常化すると予想されます。本町の観光施設もポストコロナ社会を見据えて安全・安心に配慮した設置・改修を進めてまいります。

移築再生した旧山口邸

快適に暮らせるあつまをめざして

◆都市計画の推進

次に都市計画の推進について申しあげます。

本年度は、令和３年度から取り組んでいる厚真、上厚真両市街地の整備方針となる立地適正化計画を策定します。計画策定にあたっては、住居区域や公共施設、商業施設などの生活利便施設の配置など、市街地の将来像となることから、関係機関の議論はもとより、町民との懇談の機会も用意してまいります。

表町ハートフルタウン地区においては、かねてから課題とされていた通過車両による住環境への弊害を解消するため、厚真大通を延長するバイパス道路の整備に向けて、調査設計を実施します。

◆道路・河川の整備

次に復旧工事を除く道路・河川の整備について申しあげます。

本年度、町道については、繰越予算を含め幌内左岸線や新町９号線など６路線の整備を進め、あわせて、橋梁の長寿命化や道路の老朽化対策に取り組んでまいります。

河川については、崩壊した山間部からの土砂や倒木に対応するため緊急的な浚渫や除木を引き続き進めるとともに、河道改良や護岸の補修などはん濫危険箇所をできるだけ解消し、防災・減災に資する取組をきめ細かく実施してまいります。

ここで、北海道が管理する道道および二級河川の主な工事についても触れさせていただきます。上幌内早来停車場線は幌内地区の舗装路盤工、厚真浜厚真停車場線は厚真インター付近から上厚真方面に向けて、引き続き舗装路盤工を予定しており、北進平取線では落石対策箇所の法枠工が予定されています。また、通学路の安全対策として厚真浜厚真停車場線の上厚真市街地において、歩道・車道境界に防護柵を設置するとともに、平取厚真線厚真新橋の歩道高欄の嵩上げが予定されています。そのほか道道４橋の補修工事が予定されています。二級河川では、厚真川の二期改修と入鹿別川について、引き続き下流から上流に向けて掘削と護岸整備が予定されています。

いずれも本町にとって重要な路線や河川でありますが、早期の着手、完成はもとより、関係機関が連携して地域の安全・安心を最優先に施工してまいります。

◆公園・緑地の整備復旧

次に、公園・緑地の整備復旧について申しあげます。

公園は、多くの町民が集う憩いと交流の場であり、安全・安心に利用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、災害復旧のため中断している事業や再建の予定について、あらためて説明させていただきます。

幌内地区の環境整備に関しては、震災前まで緑地公園もしくは多目的広場、パークゴルフ場、ヘリポート、展望施設などの整備を予定していましたが、幌内活性化委員会との協議内容を再確認したうえで、他の災害復旧工事、ほ場整備など他事業の進捗状況をみながら着手時期、整備内容を明らかにしてまいります。

新町パークゴルフ場の代替施設については、表町地区に防災空地としての機能を兼ねた整備を検討しており、厚真大通の整備計画と合わせて計画内容を具体化してまいります。

豊沢地区の百年記念公園は、国営かんがい排水事業厚幌導水路復旧工事完成後の整備着手となりますが、同地区の自然環境や環境保全林と連携した再整備を検討しており、また、ルーラル地区の景観形成にも十分に配慮してまいります。

◆地域公共交通の充実

次に、地域公共交通の充実について申しあげます。

本年３月に策定する地域公共交通計画の基本方針である“過度に自家用車に頼らなくても暮らせるまち”をめざし、地域フィーダー網の再構築や地域間幹線系等路線の維持・確保など地域公共交通の課題解決に向けた施策を総合的に推進していきます。

昨年、循環福祉バスは、「デマンド交通」として発展的に改編し、利用者ニーズを捉えた柔軟な運行や立地適正化計画との連動によるコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた市街化区域における乗り合いタクシーの創設、フィーダー系統機能の強化などの実証運行を行い、利便性や効率性が向上し、利用者の増加が確認されました。本年度は、実証運行で行った運行形態を継続しつつ、ＡＩ配車システムを活用したオンライン予約やキャッシュレス決済サービスの導入に向けて事業者との検討を加速してまいります。

◆再生可能エネルギーの活用とゼロカーボンの推進

次に、ゼロカーボンの推進について申しあげます。

令和元年から昨年度までの３年間において、北海道から採択を受けた地産地防エネルギー６次産業化プロジェクトを活用して公共施設への再生可能エネルギーの供給と環境にやさしく、災害に強いまちづくりをコンソーシアムの構成員として進めてまいりました。同プロジェクトの趣旨に賛同した企業から多額の寄付を受け、並行して進めていたエネルギー地産地消事業も本年度には完成いたします。大規模な被災森林が広がる本町が、森林再生と脱炭素化による持続可能でレジリエントな復興をめざしていく意義は、ＳＤＧｓの理念や北海道が掲げる「ゼロカーボン北海道」と軌を一にしており、本町に立地する大規模太陽光発電所の将来性を考慮した再生可能エネルギーの民生展開は、公共施設群の再生可能エネルギー利用拡大から始まり、自給可能な民生展開へと、システムと技術が実装される本町ならではの先駆的取組となります。

本年度は、環境省が2025年度までに全国で100箇所の選定を予定している「脱炭素先行地域」の採択に向けた基礎調査を実施し、この基礎調査結果を踏まえて、速やかに「脱炭素先行地域」に応募する予定です。

また、早期に「ゼロカーボンシティあつま」を宣言し、再生可能エネルギーの地産地消や被災森林の再生など、現在進行中の事業を加速する原動力とするとともに、上厚真市街地周辺での再生可能エネルギーを活用した防災機能の充実やゼロカーボンタウンの検討、民間住宅への再生可能エネルギー導入支援の拡充など、先進的なコンセプトを掲げた復興とその先の創生に向けた第一歩としてまいります。

また、木質バイオマス発電設備を設置する新町地区には、その排熱を利用するイチゴ栽培施設を整備します。その整備にあたっては、デジタル技術を活用して省力化を進める栽培管理のモデルケースとなるよう調査設計してまいります。

◆地域情報化の推進

次に地域情報化の推進について申しあげます。

災害に強いまちづくりや地方創生を推進するうえで、情報通信基盤・通信網の強化は重要です。令和３年度末には、町内の光回線未整備地区について、民設民営の光ファイバー網の整備が終了予定であることから、町が独自で整備したブロードバンド施設

であるあつまネットについては、令和４年９月末を目途に事業終了する予定です。情報通信インフラが整備されたことで、町内全域で高速大容量の情報アクセス環境が整いますので、今後は５Ｇ、ＩｏＴ社会等を見据えた環境整備を進めながら、ソサエティ５．０時代の恩恵を全町民が享受できるよう、デジタル自治体に必須なＡＩ・ＲＰＡ※の実装やネットワークサービスの充実に向けて取り組んでまいります。

※ＲＰＡ（ロボテック・プロセス・オートメーション）とは、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアロボットにより自動化するもの。

◆建築・住宅

次に、建築・住宅について申しあげます。

民間住宅については、引き続き耐震化および省エネルギー化ならびに自家消費型再生可能エネルギー設備の設置を促進してまいります。

空き家等対策では、建物の適切な維持管理に関する情報提供や助言、利活用の支援など、総合的な空き家対策を推進してまいります。特定空き家については、周囲の環境保全を図るため、強い指導とともに除却を推進してまいります。また、市街化調整区域などを対象とした空き家等利活用資金制度の広報に努め、新規就農者向けの住宅確保など未利用資産の活用を推進してまいります。

公営住宅長寿命化計画策定を通じて、目的別住宅の再編成を行ってまいります。また、移住・定住対策に資するため、引き続き民間共同住宅の建設に対し、費用の一部を助成してまいります。

◆簡易水道・公共下水道

次に、簡易水道・公共下水道について申しあげます。

簡易水道については、上厚真市街地ならびに上厚真地区の道道改良工事に伴う老朽管布設替えを実施し、水道未普及解消事業については、計画的に配水管の布設を行い、本年度については高丘地区で工事を実施してまいります。

公共下水道については、ストックマネジメントに基づく計画的な施設の更新を実施し、合併処理浄化槽の整備事業については、これまで浄化槽市町村設置整備事業により公共下水道整備区域外の生活排水処理を推進しており、現在の町域における水洗化率は83％となっております。本年度も同事業のＰＲ活動を展開し、浄化槽の設置促進を図ってまいります。

◆交通安全対策

次に、交通安全対策について申しあげます。

町民の皆さんの交通安全思想の高さと交通安全運動への熱心な取組により、本年４月には交通事故死ゼロ1,500日を達成する見込みです。引き続き町民一人ひとりが安全運転を徹底し、事故を起こさない、事故に巻き込まれないよう、交通安全思想の啓発や意識の高揚を図り、ゆとりと周囲に対する配慮を忘れない交通マナーの醸成に関係機関・団体とともに取り組んでまいります。あらためて、交通安全運動指導実践機関の皆さんに感謝申しあげます。

◆防災対策

防災対策については、昨年３月に、胆振東部地震の災害検証結果をもとに厚真町地域防災計画の改訂を行いましたが、令和３年度に北海道が津波浸水予想を公表したことを受けて再度、厚真町地域防災計画の一部見直しを進めているところです。

令和３年度末までには、北海道の津波浸水予想を反映したハザードマップが完成しますので、その後速やかに、全世帯へ配布するとともに、全自治会を対象にハザードマップ説明会を開催します。町民の皆さんには、この機会にさまざまな災害に備える防災意識を高めていただきますようお願い申しあげます。

また、引き続き全自治会における自主防災組織の設立と各地区の避難計画の策定に向けて各自治会での説明会を開催し、共助、公助による防災体制を確立するとともに、本年度は、大規模災害を想定した総合防災訓練を関係機関と連携して実施し、地域防災力の向上に努めてまいります。

備蓄倉庫については、庁舎周辺施設整備基本構想・基本計画（素案）の中に位置付けられていますが、庁舎周辺から離れた高台を想定していますので、先行して議論させていただき、令和５年度中の完成に向けた準備を進めたいと考えています。

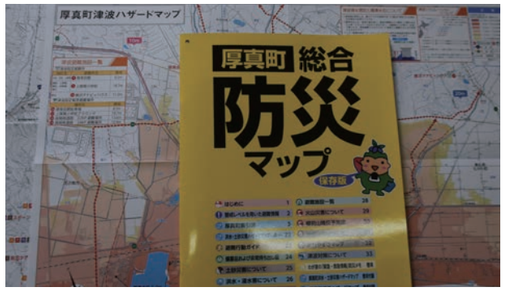

令和3年度に作成した厚真町総合防災マップ

みんなで支えるあつまをめざして

◆住民自治の推進

次に、住民自治の推進について申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大は第６波を迎えており、いまだ収束の兆しが見えない中、感染症予防のために新しい生活スタイルを要請され、人との交流が長らく制約され続けています。そうした中で、孤立感や孤独感を深めているシニア層やストレスを抱え込んでいるさまざまな家族が全国的に顕在化しており、深刻な社会問題となっています。本町では、震災から３年６カ月が経過しましたが、地域コミュニティの再生が課題となっており、震災やコロナ禍の影響とみられる心身の不調を癒すためのサポートチームの活動にも影響があります。こうした困難な状況にありますが、ウィズコロナ社会における地域コミュニティ活動の在り方について、防災減災の観点からも感染リスクを避けながら、さまざまな工夫と試行錯誤を続ける必要があります。

本年度も、引き続き持続可能な地域コミュニティの形成や地域の活力を再生するため、町民が主体的に行う地域課題の克服や地域共同活動を支援してまいります。また、震災からの復興や地方創生に向け、さまざまなプロジェクトに積極的に取り組んでいるところですが、各プロジェクトにおいて、町民や関係団体と行政による協働の取組を推進するためには、町民との丁寧な意見交換や行政の持つ情報をわかりやすく伝え、行政への関心や信頼を高め、良質なパートナーシップを築くことが不可欠です。今後も、「広報あつま」をはじめ、ＳＮＳなど各種媒体を活用し、迅速かつ丁寧な情報提供に努めるとともに、これまでの対面による町政懇談会とは別に、オンラインを活用した防災や町政に関するセミナーもしくはタウンミーティングを試行してまいります。

◆行財政運営の健全化

次に、行財政運営の健全化について申しあげます。

胆振東部地震による災害復旧事業に関しては、宅地耐震化事業の継続、被災森林再生事業が本格化するなど、まだしばらくは一定規模の財政需要を見込んでおかなければなりません。厚真町強靭化計画により災害に強いまちづくりを着実に進めるためにも、第４次厚真町総合計画後期計画に沿った財政計画の検証を都度明らかにしながら、安易な次世代への課題の先送りは、避けなければなりません。災害復旧と復興を最優先課題とし、同時に、新型コロナウイルス感染症対策、地域経済再生など急を要する多くの問題に的確に対応していかなければなりませんが、むしろ被災地だからこそ時代を先取りした、より積極的な政策展開が必要であり、効果的な財政出動が求められます。当面は、国や北海道の支援を最大限に活用しながら、町の負担が次世代に付け回されることのないよう十分な配慮を心がけてまいります。

歳入では、当面の間、震災やコロナ禍の影響などによる市町村民税、固定資産税の減少が見込まれ、地方交付税などの依存財源も災害による特殊財政需要額を除くと国家財政の厳しさから漸減すると推測しています。また、国道支出金において災害関連事業の嵩上げ措置により地方負担の軽減が図られていますが、そもそも事業費が膨大であることから、地方財政措置を見込んではいるものの、地方債残高としては、当面の間、増加していきます。

歳出では、災害復旧事業をはじめ、道営ほ場整備事業、統合簡易水道事業、国営かんがい排水事業、

庁舎および胆振東部消防組合消防署厚真支署などの大型事業の償還が順次発生し、前述のとおり地方財政措置を見込んではいますが、公債費負担に伴う主要財政指標の動向には特に留意が必要です。

行財政改革の大きな柱は、後ほど触れる人件費の抑制と公共施設の統廃合であり、行政サービスの質と量、そして住民負担のバランスが課題となります。人口減少局面にあって、公共施設統廃合は総論賛成、各論反対の性格を持ちますが、本町では令和２年度に策定した公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、統廃合、目的外転用などを積極的に進めてまいります。庁舎周辺等整備基本構想・基本計画（素案）では、町議会新庁舎周辺等整備調査検討委員会やまちづくり委員会、都市計画審議会などの関係機関や町民ワークショップなどを通して議論を深めていますが、安全・安心なまちの中核施設として、皆に愛され・親しまれ・納得を得られる交流拠点として次世代にわたり有効活用されるように、手続きを惜しまず、基本構想・基本計画を策定してまいります。

行政のスリム化、効率化を図るため、職員の適正な人員管理と効率化を進めるため現在策定を進めている職員適正配置計画の中で令和５年度から10年間における行政改革と職員の働き方改革を推進しながら、効率的な組織の在り方について具体化してまいります。新型コロナウイルス感染拡大防止やデジタル自治体を見据えた国の方針に基づき、行政サービスにおける押印の廃止に関しては、本定例会に関係条例等の一部改正案を提案しています。また、一部の諸証明等において活用できる電子申請の導入を進めるとともに、文書管理の電子化について検討を進めてまいります。

行政サービスの質の向上と時代の要請に的確に対応するためには、職員の資質向上が基本となります。現在実施している人事評価制度を一部見直し、適切な運用を図ることで、人材育成・能力開発を進めてまいります。また、職員個々の特性に合った研修を実施するなど、職員の専門性を高め意識改革を進めてまいります。

◆おわりに

以上、令和４年度の町政執行に対する私の基本的な考え方と主な施策について、その概要を申しあげました。

時代は今、大きな転換期を迎えています。

新型コロナウイルスの出現は、我々に意識と行動の変容を促し、人生そのものの価値観が大きく変わる兆しが見え始めています。ＳＤＧｓは、今や最も重要な評価基準となり、グリーン社会やデジタル化の推進は、社会構造そのものを大きく変える好機となり、大胆な投資を誘引し、地方創生の強力なエンジンとなる可能性を秘めています。

このような変革期において、支持され、選択されるまちであり続けるためには、私たちは、これらの変化を先取りしていかなければなりません。固定概念を打破し、イノベーションや新たな価値の創造に向けて、未来への投資、人への投資を怠らない挑戦者として果断にチャレンジしてまいります。

一方、いかに時代が移ろい、テクノロジーが進歩しようとも、一人ひとりの多様な価値観が尊重され、すべての人に居場所と出番があり、寛容で人のぬくもりが感じられる包摂性のある地域社会の実現は、私たちの不変的な目標であります。

ポストコロナ社会における世界的潮流として、人のしあわせを表す概念であるウェルビーイング（Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ）が注目されています。その概念を共有しながら、町民がしあわせや豊かさを実感できるまちづくりに向け、職員と一丸となって邁進してまいります。

結びに、町民の皆さんならびに町議会の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、町政執行方針の説明といたします。

※文中の「本年３月」とは令和３年度末のこと、「昨年度」とは令和３年度のこと、「本年度」とは令和４年度のことを表します。